



3月、4月は就職や転勤、進学、入学のシーズンです 諸手続をお忘れなく！

表1. 3月26(土)・27日(日)の取扱業務

○住民異動届(転入届・転出届・世帯変更届など)の受付	
○証明書(住民票・戸籍関係、印鑑登録)の交付	
○印鑑登録の受付	
○戸籍届(婚姻届・出生届など)の受付	
<住民異動に関連する事務>	
○国保の加入・喪失届	
○国民年金加入・喪失届	
○後期高齢者医療被保険者証の交付・返還	
○後期高齢者医療高額医療費申請	
○子ども手当の認定申請・消滅届	
○乳幼児医療・子ども医療受給資格登録申請	
○所得証明書・納税証明書・課税証明書の交付	
○入学通知書・転入学通知書の交付	
○転入転出に係る重度心身障がい者医療費受給資格の申請	
○水道の開閉栓の受付	

引越しされる方も多いと思いますが、忘れてならないのが住所の届け出です。この時期は、本庁市民課・各支所地域振興課の窓口が大変混雑します。日時に余裕をもつて必要な届け出は手続きを済ませましょう。

受付場所
市民課(市役所本庁舎1階)
※各支所は開設していません。
取扱業務 表1のとおり
※届け出の種類によって受付できない場合や再度お越しいただく場合もあります。

3月26(土)・27日(日)
市民課休日窓口を開設

3月末の休日に窓口を開設しますのでご利用ください。

受付時間
午前8時30分

午後5時15分

表2. 住民異動の主な届け出

こんなとき	届け出の種類	届け出に必要なもの	届け出期限
市外から移ってきたとき	転入届	届出人の印鑑、転出証明書(前住所地で発行します)、国民年金手帳、国民健康保険証(加入者のみ)、介護保険受給資格証明書(資格者のみ)、小・中学生のいる方は在学証明書	本市に来てから14日以内
市外へ移るとき	転出届	届出人の印鑑、国民健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険証(加入者のみ)、印鑑登録証(登録者)	本市から他の市区町村へ移る日まで
市内で住所変更するとき	転居届	届出人の印鑑、国民年金手帳、国民健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険証(加入者のみ)	転居した日から14日以内
世帯主が変わったとき	世帯主変更届	届出人の印鑑、国民健康保険証(加入者のみ)	変更のあった日から14日以内

住所の異動届

住民登録は、市民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、小・中学校の入学、医療費の助成、各種検診などの基本となりますので、異動があった場合は必ず期限内に届け出てください。(表2参照)

なお、転出・転居をする場合は、子どもの転校に関する届け出、水道の開閉栓の届け出(使用または停止日の2日前まで)を行い、また、郵便局やNHK・電話・電気・ガス会社にも忘れずに連絡しましょう。

待ち時間に余裕を！

市役所窓口は、週初めや金曜日、また昼休みが大変混みます。それらを避けるか、時間に余裕を持ってご来庁ください。

市役所は土・日・祝日(休日窓口開設は除く)は休みですが、戸籍の届け出の受付(死亡、出生、婚姻等)と埋・火葬許可証の発行は行っています。

戸籍謄(抄)本、住民票の写しは、郵便請求もできます。

市民課窓口日曜サービス

本庁市民課窓口日曜サービスは、日曜日の午前8時30分から正午まで開設し、住民票、印鑑証明書、戸籍の全部事項証明書・個人事項証明書(戸籍謄抄本)、所得証明書、自動車臨時運行許可などの各種証明書を発行しています。
※住民異動届や税務証明などの一部については、お取り扱えません。

◎問い合わせ：

市民課市民記録係

☎(55)5104

各支所地域振興課市民福祉係

国保の届け出・変更は14日以内に

住所の変更や職場の保険に加入(喪失)したときなどは、14日以内に届け出をしてください。また、就学のため外にお住まいになる学生の方には、学生用の保険証を交付しますので、市役所窓口で手続きをしてください(詳しくは19ページをご覧ください)。

いろいろな国保の届け出

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に入るとき	他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の被扶養者から外れたとき	被扶養者になれない理由の証明書
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
外国人が入るとき	外国人登録証明書、パスポート	
国保をやめるとき	他市区町村へ転出するとき	保険証
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険証(両方)
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの
	生活保護を受けることになったとき	保険証、保護開始決定通知書
外国人が転出、出国するとき	保険証、外国人登録証明書	
そのほかのとき	退職者医療制度に該当したとき	保険証、年金証書
	退職者医療制度に該当しなくなったとき	保険証
	市内で住所が変わったとき	
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯合併や世帯分離をしたとき	保険証、在学証明書
	就学のため、子どもが他の市区町村に転出したとき	
保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったりしたとき	本人であることを証明するもの(使えなくなった保険証)	

※外国人に関する手続き以外は印鑑が必要です。

◎問い合わせ…国保年金課国保年金係 ☎(55)5106

選挙人名簿への登録

選挙人名簿への登録は、一般的には住民基本台帳の記録に基づいて行いますが、選挙人名簿登録の基準日現在で実際に二本松市内に住んでいない方については、当市の選挙人名簿へ登録できないことになっています。

学生で二本松市に住み登録をしているが、実際には就学地(市外)のアパートに住んで通学している場合などは、市内に住んでいるとは認められないため、当市の選挙人名簿へ登録することができません。一方、このような場合は、実際にお住まいの市町村でも住民登録がなく選挙人名簿へ登録されませんので、いずれの市町村でも投票ができないことになってしまいます。異動があった場合は必ず期限内に届け出てください。

なお、選挙管理委員会では選挙人名簿の登録にあたって居住状況の調査を行っていますのでご協力をお願いします。

◎問い合わせ：

選挙管理委員会事務局

☎(55)5146